

# BNI 送金カードサービス取引規定

## 1. (サービス概要)

- (1) BNI 送金カード (以下「送金カード」という) サービスは、お客様がバンクネガラインドネシア東京支店 (以下「当行」という) に、事前に特定の送金先情報等を登録することで、送金カードを使用して送金の依頼を行うことができるサービスです。
- (2) 送金カードサービスは当行の裁量により提供されるものであり、当行が適当と判断したときは本サービスの提供を自由に停止できるものとします。
- (3) 送金資金受領後といえども、当行が支払指図を発信する前に次の各号の事由の一つに該当すると認めるときは、送金カードサービスを停止できるものとします。その場合、本サービスの停止によって生じた損害について当行は責任を負いません。
  - ① 当該送金が外国送金関連法規に違反するとき
  - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
  - ③ 送金が犯罪、マネーロンダリング、その他反社会的活動等に関連している可能性があると思ふに足る相当の事由があるとき
  - ④ 送金目的、資金の原資等が確認できる資料、申告書その他当行が要請する必要書類を提出していただけないとき
  - ⑤ 本人確認事項に疑義が生じたとき
- (4) 2 年以上にわたり送金カードサービスをご利用されない場合は、本サービスの提供は自動的に停止となります。

## 2. (BNI 送金カード)

- (1) 送金カードサービスのお申込みに伴い発行される送金カードの所有権は当行に属するものであり、日本の居住者である送金人が事前登録済みの受取人宛に海外送金を行うための、原則として個人利用に限られます。したがって送金カードの第三者への譲渡や貸与はできません。
- (2) 送金カードの紛失または盗難にあった場合は当行へすみやかに届け出てください。届出を受けて当行は直ちに送金カードサービスの利用を停止します。当行が届出を受ける前に送金人に生じた損失または損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 送金カードの再発行等にあたり、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
- (4) 送金カードは送金人一人につき 5 枚まで発行できます。送金カード 1 枚につき登録できる送金受取人は原則一人となります。
- (5) 送金カードは送金人の依頼により発行されます。係る依頼の際には、当行所定の BNI 送金カードサービス申込書に必要事項を記入頂くとともに、所定の本人確認書類等を御提示頂くことが必要となります。

## 3. (送金の受付)

- (1) 送金カードサービスは、お客様がゆうちょ銀行 ATM にて、送金カードを使用し当行名義の口座に送金資金を入金することにより、当行は送金依頼を受付けるものとします。
- (2) 当行は、当行名義の口座に送金資金が入金された場合にのみ当該送金に関する責任を負います。

## 4. (送金の実行)

- (1) 毎営業日午後 3 時までに入金確認のできた資金についてのみ当日扱いの送金となり、それ以降の資金は翌営業日扱いとさせていただきます。但し、円建て外国送金につきましては、当日午前 11 時までに入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。尚、本人確認に疑義が生じた場合、マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止に関連して原資の確認を要する場合等、法目的達成のための確認を要する場合には、送金を保留または停止することがあります。

- (2) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また関係銀行所定の手段についても、送金依頼人が特定した場合を除き同様とします。

- (3) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勸告・習慣、関係銀行所定の手続、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。尚、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。

- ① BNI 送金カードサービス申込書兼告知書に記載された情報
- ② 送金依頼人の住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報

- (4) 外貨建てで送金を行う場合に適用する為替相場は、当行の送金計算時における所定の為替相場とします。
- (5) 送金通貨が受取人居住国の通貨と異なる通貨で行われた場合、受取人と支払銀行との間で別途取り決めがない限り、送金到着時の支払銀行所定の買取相場で換算の上、当該国の通貨にて支払われるものとします。
- (6) 送金実行通知は、送金の都度、当店に登録された最新の住所に郵送いたします。発送の保留、停止はできません。送金実行通知は、送金の内容訂正、組戻しの際ご提示いただきますので、大切に保管してください。

## 5. (依頼内容の変更、取消・組戻し)

- (1) お客様の都合により送金依頼内容の変更・取消・組戻しを行う場合、当行および関係銀行等で発生した費用はすべてお客様の負担とさせていただきます。尚、関係銀行による拒絶、法令による制限、政府等公的機関の措置等によりその取扱ができない場合があります。また、追加的費用が発生した場合には、後日請求することがあります。
- (2) 組戻し返戻金は、返戻時の当行所定の買取相場にて送金金額を換算し、且つ当行および支払銀行の費用を差し引いた上、返金するものとします。

## 6. (災害等による免責)

下記の損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 戦争、災害、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- (2) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字崩れ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- (3) 関係銀行の所在国の慣習、手続きに従って取扱ったことにより生じた損害
- (4) 送金依頼人による送金カードの利用相違より生じた損害
- (5) 受取人名相違、受取人口座番号相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- (6) 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- (7) 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係にかかわる損害
- (8) その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

## 7. (手数料・諸費用)

送金受付にあたっては、当行所定の手数料、関係銀行の手数料その他この取引に関連して必要となる手数料および諸費用をいただきます。

以上